

令和元年度
長崎県西彼杵郡における災害廃棄物処理計画作成
支援業務
報告書

令和2年3月

請負者：一般財団法人 日本環境衛生センター

目 次

1. 業務の目的.....	1
2. 業務概要.....	1
(1) 業務実施対象自治体.....	1
(2) 業務実施期間.....	1
(3) 業務の内容.....	1
3. 業務の実施結果.....	3
(1) 長与町・時津町.....	3
1) 既往資料データの整理・活用.....	3
2) 自治体支援.....	4
3) 合同会議の開催.....	5
4) 個別課題の調査・検討.....	8
5) 事業結果の分析と考察.....	8
(2) 平戸市.....	11
1) 既往資料データの整理・活用.....	11
2) 自治体支援.....	12
3) 合同会議の開催.....	12
4) 個別課題の調査・検討.....	15
5) 事業結果の分析と考察.....	15

資料

- 資料 1 災害廃棄物処理計画策定ワークシート（案）
- 資料 2 合同会議議事要旨（長与町・時津町）
- 資料 3 合同会議議事要旨（平戸市）
- 資料 4 災害廃棄物処理に係る研修会資料

1. 業務の目的

本業務は、九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物処理課題に着目した実効性の高い「災害廃棄物処理計画」の策定を支援することにより、そのノウハウを本業務実施自治体のみならず「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」（以下「協議会」という。）構成員間においても共有することにより、ブロック内の処理計画策定率の向上及び発災時の対応力強化を図ることを目的としたものである。

2. 業務概要

（1）業務実施対象自治体

本業務の実施対象自治体は、長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、ならびに平戸市とする。

（2）業務実施期間

令和元年5月24日～令和2年3月25日

（3）業務の内容

本業務では、業務対象自治体が災害廃棄物処理計画をとりまとめるにあたり、以下の支援を行った。

1) 既往資料データの整理・活用

本業務を進めるにあたり、業務対象自治体の現状整理や災害廃棄物処理に係る実施方針の検討、広域的な課題の掘り起こし等に必要と考えられる既往資料を整理し活用した。

なお、既往資料の中で被害想定や災害廃棄物の推計量等の情報が重複しているものについては、業務対象自治体における計画の整合性に配慮し、優先順位を①対象自治体、②長崎県、③国として活用することを基本とした。

2) 自治体支援

市町村では定期的に人事異動が行われることや、市町村の規模によっては担当課の職員数が少ないといった事情もあり、災害廃棄物への対応に関する知見・経験の蓄積や人材育成が困難な環境である一方、実際に災害が発生すると必然的に対応を求められることになる。したがって、職員の知識・経験・スキル等によらず、発災時に円滑かつ迅速に災害廃棄物への対応ができるよう、その前段として実効性の高い災害廃棄物処理計画の作成が促進されるよう、職員向けのワークシートを作成・提供した。

なお、ワークシートは、環境省作成のものを基本としつつ、自治体担当者が簡便に活用できるよう、平時の備えから災害廃棄物処理完了の各フェーズに至るまで、補足的な情報（参照する資料、技術的な助言、具体的な記述例など）を追記したうえで提示した。

3) 合同会議の開催

業務対象自治体が滞りなく災害廃棄物処理計画を作成するため、自治体担当者が作業内容を十分に理解し、業務関係者が計画の完成形のイメージの共通認識を持った上で作業を進めていけることを目的とし、各関係者が一同に会する合同会議を開催した。

4) 個別課題の調査・検討

災害が発生した場合、被害の規模に応じ、支援・受援の調整を行う対象者が異なってくる。本業務の対象自治体のうち、長与町・時津町における特徴としては、「長与町・時津町の廃棄物処理を一部事務組合で行っており、一部事務組合における廃棄物処理施設の運営を特別目的会社が行っている」ことが挙げられる。

また、平戸市における特徴としては、「市の廃棄物処理を平戸市と松浦市で構成される一部事務組合で行っている」ことのほか、「有人離島を有している」ことが挙げられる。

これらの業務対象自治体における個別課題について調査・検討を行い、災害廃棄物処理計画へ活用できるよう業務対象自治体へ情報提供を行った。

5) 事業結果の分析と考察

本業務において得られた成果は、対象自治体で作成する災害廃棄物処理計画の中に反映されることになる。

計画の構成は、環境省作成の「市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシート」を踏襲することを基本とするが、自治体担当者とも協議の上、「災害廃棄物処理計画に関する経験が少ない自治体職員でも活用できる、使いやすく、より実効性の高い計画」の作成を目指すこととした。

また、本業務における成果は、令和2年2月に開催された「第11回大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」において中間的な取りまとめ報告を行った。

3. 業務の実施結果

(1) 長与町・時津町

1) 既往資料データの整理・活用

長与町・時津町における現状整理や災害廃棄物処理に係る実施方針の検討、広域的な課題の掘り起こし等に必要と考えられる既往資料を調査し、各自治体担当者が災害廃棄物処理計画を作成するにあたり適宜、助言・情報提供等を行った。

活用した既往資料は表1のとおりである。

表1 活用した既往資料（長与町・時津町）

出典 (作成者)	資料名	活用した情報
対象自治体	一般廃棄物処理基本計画、実施計画	平時における各自治体の廃棄物処理体制、処理方法、処理実績等
	地域防災計画	想定する災害の情報、災害発生時の体制、廃棄物担当部局の役割、災害廃棄物処理に関する対応方針等
	ハザードマップ	浸水のおそれがある区域の情報
国 (環境省)	災害廃棄物対策指針	災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、対応方法等
	災害関係業務事務処理マニュアル	行政事務上の対応事項
	大規模災害時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画	九州ブロック内における広域的な連携体制のあり方
長崎県	長崎県廃棄物処理計画	対象自治体における廃棄物処理の上位計画として、平時及び災害発生における廃棄物処理の基本的な考え方、被害想定等基礎的な情報、災害への対応方針等
	長崎県災害廃棄物処理計画	
	長崎県地域防災計画	
	長崎県災害廃棄物処理計画市町計画策定マニュアル	対象自治体における災害廃棄物処理計画を作成する上での基本的な構成
熊本県	平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録	計画の実効性を高めるため、実際の災害廃棄物処理対応の事例に関する情報提供
益城町	平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録	
常総市	平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録	

2) 自治体支援

①自治体職員向け簡易版ワークシートの作成

より実効性の高い災害廃棄物処理計画の作成が促進されるよう、各町の職員向けのワークシートを作成・提供した。ワークシートは、環境省作成のものを基本とし、自治体担当者が簡便に活用できるよう、補足的な情報（参照する資料、技術的な助言、具体的な記述例など）を追記したほか、長与町及び時津町で共通する内容（計画の序文、上位計画等との位置付けなど）を追記し両町へ提供した。詳細は資料1のとおりである。

②災害廃棄物処理計画の作成支援

災害廃棄物処理計画作成状況の進捗確認を行ったほか、個別の問合せへの対応、合同会議における検討事項を踏まえた資料提供を行った。支援内容は表2のとおりである。

表2 作成支援内容（長与町・時津町）

年月	自治体からの問い合わせ内容	受注者の対応
2019年8月		被害想定のか考え方について、①過去の長崎大水害の事例を参照する考え方、②浸水ハザードマップを参照する考え方を提示
		災害廃棄物処理計画作成状況の進捗確認
	・（長与町）民間事業者との災害支援協定について、長崎県から「県が事業者団体と協定を締結しているので町が個別に締結しなくてもよい」と連絡があったが、問題ないか。	実際に災害が起きた場合、町と直接協定を締結していたほうが速やかに支援依頼ができること、契約もスムーズに進むことなどから、町で協定を締結することについて検討してはいかがかと助言
	・（時津町）し尿の収集・処理計画も策定しないとイケないのか。県の災害廃棄物処理計画にはし尿収集・処理計画に関する記述はない。	実際に災害が起きた場合は必要になるので、災害発生時に作成することは明記しておいた方がよいと助言。
2019年10月		災害廃棄物処理計画作成状況の進捗確認
2019年12月		災害廃棄物処理計画で長与町・時津町に共通する部分について、記述例を提示
		災害時の支援協定について、他自治体が産業廃棄物協会と直接締結している事例を紹介
2020年1月		災害廃棄物処理計画作成状況の進捗確認
2020年3月		災害時に発生する廃棄物の種類について、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂版）に即した内容を提示

2020年3月		災害廃棄物処理計画に係る各種法令・計画の位置付けについて、国土強靱化基本法及び計画に関する記述を追記した資料を提示
---------	--	---

3) 合同会議の開催

業務対象自治体が滞りなく災害廃棄物処理計画を作成するため、自治体担当者が作業内容を十分に理解し、業務関係者が計画の完成形のイメージの共通認識を持った上で作業を進めていけることを目的とし、各関係者が一同に会する合同会議を開催した。

合同会議の概要は以下のとおりである。

①合同会議開催日程

業務期間内に3回実施した。

第1回：令和元年7月17日（水）

第2回：令和元年10月24日（木）

第3回：令和2年2月28日（金）

②合同会議参加者

長与町、時津町、長与・時津環境施設組合、発注者、受注者

③開催場所

長与・時津環境施設組合

④合同会議における協議事項の概要

合同会議の各回における協議事項の概要を表3に示す。詳細な協議内容は資料2のとおりである。

なお、第1回合同会議では、計画作成の着手にあたり、実際の災害廃棄物処理に適切に対応していくために職員が災害時の対応を具体的にイメージできるよう、業務対象自治体の担当職員向けに研修会を併せて開催した。研修会の内容は資料4のとおりである。

表3 合同会議における協議事項の概要

回	協議事項の概要
第1回 ※研修会を併せて開催	<p>○災害廃棄物処理計画作成ワークシート（案）の提示・説明</p> <p>○計画作成までのスケジュールの説明</p> <p>・（事務局）両町が災害廃棄物処理計画を作成するにあたりワークシート案を提示し、説明を行った。また、計画作成までのスケジュールの説明を行った。</p> <p><質疑等（一部抜粋）></p> <p>・計画で対象とする災害はどのように設定すればよいのか。長崎県の計画で想定されている全てとするのか、最大のものとするのか。</p>

	<p>→(事務局)各町で被害想定が最大となっているものを整理していただければよい。本地域では過去の長崎大水害がひとつの指標になると考えられる。地震と水害では災害廃棄物の性状が異なるため、両方の災害による被害を想定しておく必要がある。</p> <p>○小規模自治体の災害対応に関する情報提供（九州地方環境事務所より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局)近年の大規模災害では、土砂混じりがれきの発生する災害が多くなっていること、廃棄物処理施設や搬入道路等の災害により施設の稼働に影響が生じる場合があることなどの事例を紹介した。 <p>○研修会（計画作成のための要点整理について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局)災害廃棄物処理計画作成のための要点について、近年の事例紹介も交えて説明を行った（資料4参照）。
第2回	<p>○計画作成の進捗状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長与町及び時津町より、災害廃棄物処理計画の作成状況について説明いただいた。 <p>○計画作成に係る確認や調整が必要な事項の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局)両町の計画の記載内容に関して確認や調整が必要と考えられる事項を整理し伝達した。また、このほか協議・意見交換等を行った。 <p><質疑等（一部抜粋）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れが発生した場合、土砂置場と災害廃棄物仮置場とで用地の取り合いになってしまうがどのように対応したらよいのか。 <p>→(事務局)国交省との連携事業でがれき混じりの土砂として取り扱うことが考えられる。土砂置場と災害廃棄物仮置場を分けるのではなく、共有するという考え方である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物量の想定は地震と水害で大きく異なるが、どちらを設定すればよいのか。 <p>→(事務局)想定される最大量で設定しておき、どこまでを町で対応できるか整理するという考え方はどうか。その上で対応できない部分については県への事務委託や広域処理を検討することなどが考えられる。予め県へ相談しておくとうい。</p>
第3回	<p>○計画作成の進捗状況の確認</p> <p>○計画のとりまとめに向けて検討が必要な事項の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局)両町の災害廃棄物処理計画のとりまとめに向けて、確認・検討が必要な事項について協議を行った。 <p><質疑等（一部抜粋）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局)両町と組合の役割分担がわかるように整理していただきたい。 <p>→(組合)現在は通常のごみ処理でも手一杯な状況であるので、災害時のごみ処理を全て受け入れることは難しい。</p> <p>→(事務局)両町の計画では、災害廃棄物のうち平時でも処理可能なものを組合で処理し、それ以外は両町で処理先を検討するという整理にしてはどうか。</p>



写真1 第1回合同会議（長与町・時津町）の状況



写真2 第2回合同会議（長与町・時津町）の状況



写真3 第3回合同会議（長与町・時津町）の状況

4) 個別課題の調査・検討

業務対象自治体における個別課題として、以下の項目について検討を行った。検討を行った結果は、合同会議等による協議を通じて、各自治体の災害廃棄物処理計画に反映していただくこととした。

長与町及び時津町では、平時のごみ処理を長与・時津環境施設組合の処理施設で行っている。災害発生時、同組合においてどのような対応が可能か協議・検討が必要である。

このような状況を踏まえ、合同会議では、両町と組合のそれぞれの役割について協議・検討を行った。その結果、組合における近年のごみ処理量は施設の処理能力と同程度であり、災害廃棄物を処理できる余力がほばない状況であることが確認できた。

5) 事業結果の分析と考察

①事業結果

本業務で得られた成果は、業務対象自治体が作成する災害廃棄物処理計画に反映されることとなる。長与町及び時津町の災害廃棄物処理計画の構成は環境省作成の「市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシート」を踏襲することを基本とした。

長与町及び時津町の災害廃棄物処理計画（案）の構成を以下に示す。

表4 災害廃棄物処理計画（案）の目次（長与町・時津町）

1 編 総則
1 章 背景及び目的
2 章 本計画の位置づけ
3 章 基本的事項
(1) 対象とする災害
(2) 対象とする廃棄物
(3) 災害廃棄物処理の基本方針
(4) 処理主体
(5) 地域特性と災害廃棄物処理
(6) 教育訓練・研修
2 編 災害廃棄物対策
1 章 組織体制・指揮命令系統
(1) 市町村災害対策本部
(2) 災害廃棄物対策の担当組織
2 章 情報収集・連絡
(1) 長与町（時津町）災害対策本部との連絡及び収集する情報
(2) 国、近隣他都道府県等との連絡
(3) 県との連絡及び報告する情報
3 章 協力・支援体制

- (1) 自衛隊・警察・消防との連携
- (2) 市町等、都道府県及び国の協力・支援
- (3) 民間事業者団体等との連携
- (4) ボランティアとの連携
- (5) 災害廃棄物処理の事務委託, 事務代替
- 4章 住民等への啓発・広報
- 5章 一般廃棄物処理施設等
 - (1) 一般廃棄物処理施設の現況
 - (2) 仮設トイレ等し尿処理
 - (3) 避難所ごみ
- 6章 災害廃棄物処理対策
 - (1) 災害廃棄物処理の全体像
 - (2) 発生量・処理可能量
 - (3) 処理スケジュール
 - (4) 処理フロー
 - (5) 収集運搬
 - (6) 仮置場
 - (7) 環境対策、モニタリング
 - (8) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)
 - (9) 選別・処理・再資源化
 - (10) 最終処分
 - (11) 広域的な処理・処分
 - (12) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策
 - (13) 津波堆積物(津波の被害の可能性のある市町村)
 - (14) 思い出の品等
 - (15) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策
- 7章 災害廃棄物処理実行計画の作成
- 8章 処理事業費等
- 9章 災害廃棄物処理計画の見直し

※第3回合同会議開催時点の目次構成

②分析と考察

長与町及び時津町における災害廃棄物処理計画(案)では、庁内等で調整を要する項目、庁外の関係者・関係機関と調整を要する項目などがあり、引き続き両町において検討が必要な状況である。

特に、以下の点については、今後、対象自治体において処理計画を策定するうえで早期に取り組むべき課題であると考えられる。

○庁内他部署との役割分担

災害時の庁内他部署との役割分担について、調整が終了している段階にはな

く、引き続き各町の地域防災計画等との整合や防災部署との連携も含め検討・調整が必要である。

○仮置場（仮置場候補地）の検討・設定

両町とも仮置場としての活用に適した土地が少なく、災害廃棄物量及び仮置場必要面積の推計結果に応じた土地の確保が困難であることから、引き続き仮置場候補地について関係部局とともに検討が必要な状況である。なお、長与町では一定規模の用地を仮置場候補地として設定しているが、用地関係者や周辺住民との事前の協議調整にも配慮しておく必要がある。

(2) 平戸市

1) 既往資料データの整理・活用

平戸市における現状整理や災害廃棄物処理に係る実施方針の検討、広域的な課題の掘り起こし等に必要と考えられる既往資料を調査し、担当者が災害廃棄物処理計画を作成するにあたり適宜、助言・情報提供等を行った。

活用した既往資料は表5のとおりである。

表5 活用した既往資料（平戸市）

出典 (作成者)	資料名	活用した情報
対象自治体	一般廃棄物処理基本計画、実施計画	平時における廃棄物処理体制、処理方法、処理実績等
	地域防災計画	想定する災害の情報、災害発生時の体制、廃棄物担当部局の役割、災害廃棄物処理に関する対応方針等
	ハザードマップ	浸水のおそれがある区域の情報
国 (環境省)	災害廃棄物対策指針	災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、対応方法等
	災害関係業務事務処理マニュアル	行政事務上の対応事項
	大規模災害時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画	九州ブロック内における広域的な連携体制のあり方
長崎県	長崎県廃棄物処理計画	平戸市における廃棄物処理の上位計画として、平時及び災害発生における廃棄物処理の基本的な考え方、被害想定等基礎的な情報、災害への対応方針等
	長崎県災害廃棄物処理計画	
	長崎県地域防災計画	
	長崎県災害廃棄物処理計画市町計画策定マニュアル	平戸市における災害廃棄物処理計画を作成する上での基本的な構成
熊本県	平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録	計画の実効性を高めるため、実際の災害廃棄物処理対応の事例に関する情報提供
益城町	平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録	
常総市	平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録	

2) 自治体支援

①自治体職員向け簡易版ワークシートの作成

平戸市については、平成 30 年度に災害廃棄物処理計画を作成したところであるが、風水害の発災時における初動対応や仮置場の設置・運営等の実行面において課題を抱えていることから、より実効性の高い処理実行計画への見直しを行い、対策強化を図る必要がある、これらを踏まえ、環境省作成のワークシートに記載されている基本的な内容に対し、補足的な情報及び検討を要する事項を追記した上で平戸市へ提示した。

②災害廃棄物処理計画の作成支援

災害廃棄物処理計画の進捗確認を行ったほか、問合せへの対応、合同会議における検討事項を踏まえた資料提供を行った。支援内容は表 6 のとおりである。

表 6 作成支援内容（平戸市）

日付	自治体からの問い合わせ内容	受注者の対応
2020 年 1 月	・被害想定について、長崎県の計画では災害廃棄物量が約 25 万トンと想定されているが、この数値を採用すべきか。	被害想定について、平戸市地域防災計画で示されている被害棟数から災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積を推計し、平戸市へ提示。結果、長崎県災害廃棄物処理計画の推計値と同値となった。
2020 年 2 月		災害廃棄物処理計画作成状況の進捗確認
2020 年 3 月		災害時に発生する廃棄物の種類について、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改訂版）に即した内容を提示
		災害廃棄物処理計画に係る各種法令・計画の位置付けについて、国土強靱化基本法及び計画に関する記述を追記した資料を提示

3) 合同会議の開催

平戸市がより実効性の高い災害廃棄物処理計画への見直しに向けて、各関係者が一同に会する合同会議を開催した。

①合同会議開催日程

業務期間内に 2 回実施した。

第 1 回：令和元年 10 月 8 日（火）

第 2 回：令和 2 年 3 月 17 日（火）

②合同会議参加者

平戸市、発注者、受注者

③開催場所

平戸市役所

④合同会議における協議内容

平戸市との合同会議における協議事項の概要を表7に示す。詳細な協議内容は資料3のとおりである。

表7 平戸市との合同会議における協議事項の概要

回	協議事項の概要
第1回	<p>○災害廃棄物処理計画案の内容に関する確認、協議</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年度に作成した災害廃棄物処理計画案について、より実効性のあるものとするため、確認や検討が必要な事項に関する協議を行った。 <p><質疑等（一部抜粋）></p> <ul style="list-style-type: none">・県計画で想定された災害廃棄物量を整理しているが、県計画では平戸市が被害を受ける水害が想定されていない。市独自の水害の想定はあるか。 <p>→（平戸市）地域防災計画でも水害の想定はない。</p> <p>→県計画では平戸市直下型地震の場合、災害廃棄物が約25万トン発生するという推計がなされているが、県にこの量の推計根拠を確認する。場合によっては平戸市の実情に合わせて算定しなおすことも検討する。・離島の対応については、別のモデル事業で長崎県が離島を対象とした対応パターンを検討中であるので、その内容を平戸市にもフィードバックする方針とする。</p>
第2回	<p>○災害廃棄物処理計画案の内容に関する確認、協議</p> <ul style="list-style-type: none">・より実効性を高めた災害廃棄物処理計画とするために、平戸市の地域特性を考慮した課題について協議を行った。 <p><質疑等（一部抜粋）></p> <ul style="list-style-type: none">・収集運搬等の交通ネットワークについて、他の計画で海上輸送等を想定されているものがあれば、フィードバックするのも有効と考えられる。 <p>→（平戸市）^{あづち}的山大島は平時でも海上輸送のため、災害廃棄物の海上輸送は必須になる。</p> <ul style="list-style-type: none">・仮置場の設定については、候補地を管轄する部署との調整を行うとともに、計画に記載して公表するかどうか、庁内で慎重に検討する必要がある。 <p>→（平戸市）災害廃棄物処理計画で設定した候補地はごみ処理施設の跡地などであるが、道路幅員が狭く渋滞になる可能性がある。災害時の臨時ステーションの設置についても検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・処理期間の設定を10年とされているが、近年の災害廃棄物処理においては、東日本大震災の事例に倣い、処理期間は最大3年以内に設定されている。また、長崎県の災害廃棄物処理計画においても、3年以内の処理終了を目標としていることから、これらを参考に再度ご検討いただきたい。自区内処理のみで処理を完了しようとするとそのくらいの年数が必要ということかもしれないが、早期の復旧・復興の

ために最大3年以内の処理期間を目指し、自区内で処理能力が不足する分は、広域処理等によって対応を進めていくという考え方を想定していただきたい。また、可能であれば、松浦市の計画とも処理期間について整合が図れるよう、確認を行っていただきたい。

→（平戸市）了解した。



写真4 第1回合同会議（平戸市）の状況



写真5 第2回合同会議（平戸市）の状況

4) 個別課題の調査・検討

平戸市における個別課題として、以下の項目について検討を行った。検討を行った結果は、合同会議等による協議を通じて、災害廃棄物処理計画に反映していただくこととした。

①平戸市圏域災害廃棄物広域処理の検討

平戸市では、平時のごみ処理を北松北部環境組合の処理施設で行っている。同組合では平戸市以外に松浦市のごみを処理していることから、災害時には同組合及び松浦市との連携について協議・検討が必要である。

また、平戸市は地域特性として有人離島を有することから、離島の災害廃棄物処理についても検討が必要である。

これらについては、他地域における検討事例を参照し、平戸市向けに内容を整理したうえで提供した。

5) 事業結果の分析と考察

①事業結果

本業務で得られた成果は、市の災害廃棄物処理計画の見直しに反映されることとなる。

②分析と考察

平戸市の災害廃棄物処理計画では、庁内等で調整を要する項目、庁外の関係者・関係機関と調整を要する項目などがあり、引き続き検討が必要な状況である。特に、以下の点については計画見直し時に取り組むべき課題であると考えられる。

○庁内他部署との役割分担

災害時の庁内他部署との役割分担について、調整が終了している段階にはなく、引き続き地域防災計画等との整合や防災部署との連携も含め検討・調整が必要である。

○北松北部環境組合、松浦市との連携

平時のごみ処理は北松北部環境組合の処理施設で行っているが、災害時の対応については、同組合及び構成自治体である松浦市と連携その他協議・調整が必要である。

○離島の災害廃棄物処理

平戸市は^{あづち}的山大島、^{たくしま}度島、^{いきつきしま}生月島など有人離島を有しており、災害時の廃棄物処理については収集運搬の手法から検討しておく必要がある。日常的に海上交通のネットワークが形成されていることから、災害時においても海上ネットワークの活用が有効と考えられるが、港湾を管轄する部署、港湾事業者等との連携が不可欠であり、協議・調整が必要である。

○仮置場（仮置場候補地）の検討・設定

平戸市では災害廃棄物処理計画に仮置場候補地を整理しているが、必要に応じて、周辺住民等の関係者に配慮を要する。その一方で、必要面積に対して大幅に不足しており、新たな仮置場候補地を検討しておく必要がある。

現在の仮置場候補地への道路幅員は狭く渋滞になるおそれがあることから、市街地等に小規模な災害廃棄物の臨時ステーションを設置することも一つの方法と考えられるため、その実現可能性について検討しておくといわれる。